



Yes

No

司法書士から「受任通知」を受け取った貸金業者は、債務者へ直接取り立てられなくなる。

司法書士に債務の相談をして正式に依頼することが決まったら、まず「受任通知」が發送されます。

これは「今後は司法書士が債務者の代理人となって、債務整理の手続きを進めます」ということを知らせる通知文です。受任通知が業者に届くまで1〜2日かかりますが、司法書士に委任したといえ、ほとんどの業者は取り立てを止めるでしょう。

受任通知を受け取った業者は、それ以後は債務者に直接取り立てることができません。もし取り立てを行うと、貸金業法<sup>1</sup>第21条1項9号に違反することになります。

32

任意整理を依頼したら  
取り立てがなくなるってホント？

Yes

No

基本的には使えなくなる。  
交渉から外した業者でも、  
更新時にストップされる  
可能性あり。

任意整理にかぎらず債務整理をすれば信用情報（ブラックリスト）に載りますから、基本的にローンやカードの類は使えなくなってしまう。

ただし任意整理は交渉相手を選択できますから、月々きちんと返済できている貸金業者のカードは使えます。しかしカードの更新時期が近づくと、業者は信用情報を一応確認します。そこに事故情報が登録されていれば利用を停止される恐れがあります。

任意整理とは、生活の負担を最小限にとどめつつ債務を返済する手続きですから、計画通り返済していればカードもローンも必要のない生活になっていることでしょう。

38

任意整理をしたら  
ローンやカードは使えなくなるってホント？

Yes

NO

銀行から借り入れがあれば、  
受任通知を出したら  
口座を凍結されて  
預金が引き出せなくなる。

預金口座のある銀行からローンカードや銀行ローンなどの借り入れがある場合は、司法書士が受任通知を出すと口座を凍結されてしまう恐れがあります。そして預金残高と債務の残高が相殺されるのです。

その口座が給料の振込口座だったら、会社から給料が振り込まれても引き出せない事態になってしまいます。

銀行の関連会社（たとえばクレジット会社）からの借り入れでも、口座が凍結される恐れはゼロではありません。

債務と無関係の口座は使い続けられますから、整理手続きを検討しているなら、給料の振込みや支払い関係の口座は早めに移しておきましょう。

48

任意整理したら  
預金口座を凍結されるってホント？

No

利息の払いすぎは、  
まず元金の返済に充てられる。  
元金をゼロにしたあと  
払いすぎ分が返還される。

今の借金は毎月なんとか返せているから、借金はそのまま残しておいて過払い金だけを取り戻し、自由になるお金を増やせるという誤解をしている人がいるようです。

払いすぎた利息がある場合は、今ある借金の返済に充当して元金を減らしていきます。これが「任意整理」と呼ばれる手続きで、何よりもまず返済が優先されることはいくらでもないでしょう。

払いすぎた利息を元金の返済に充てた結果として元金がゼロになれば完済したことになり、さらにまだ払いすぎがあったら返還されるのが過払い金の返還ということになるのです。

72

借金をそのまま残して、  
過払い金だけを取り戻せるの？

Yes

NO

請求できる相手は、すでに完済した業者に限られる。おまとめローンの利用前によく検討。

利息を5%以下に設定しているおまとめローンが、借金を一本化する手段として注目されています。

銀行のおまとめローンで一本化された借金は、銀行から借金したことになります。ですから過払い金が請求できるとすれば、一本化する前に完済していた業者に限られるということなのです。

一見お得に見えますが、借金が減るわけではないので、まとめた元金と利息を払い続けることに変わりありません。引き直しによって約定残高が減額される場合や過払い金に戻ってくる場合とどちらが本当に得になるのか、おまとめローンを利用する前によく検討しましょう。

74

銀行の「おまとめローン」で債務を一本化しても過払い請求できるの？

Yes

No

住宅ローン特則でマイホームは守られるが、車はローン会社に引きあげられる。

車は残念ながら手放すこととなりますが、マイホームを守る方法があります。

借金の返済は苦しいけどマイホームを手放したくない場合は、住宅ローンの弁済許可を得る「住宅ローン特則」という制度があります。

いくつかの条件を満たしたうえで、個人再生の手続きで住宅ローンの弁済許可を得て再生計画案が認可された場合に効力が発生します。

そして計画案通りの返済が継続されていれば、住宅ローンの支払いも継続されているのでマイホームが守られるというわけです。

82

個人再生をしたら、ローン支払い中のマイホームや車を引きあげられてしまうの？

ココが



- ◎住宅ローン特則の条件（抜粋）
- (日)個人である再生債務者が所有していること。
- (月)床面積の2分の1以上が住居用。
- (火)住宅ローン以外に抵当権がついてい

No

身ぐるみはがされることはなく、  
日常に必要な家財道具と  
生活費は残しておける。

92

自己破産したら一文無しになってしまうの？

自己破産では9万円以下の現金は自由財産と認められています。ですから、明日からの生活費に困るということはないでしょう。

破産しても生活は保障されますから、生活に最低限必要な衣服や家財道具、日用品、食料などは差し押さえることが禁止されています。

もちろん破産後も自分のものとして自由に使用できますから、たいての人はこれまで通りの生活を続けられるのです。

ただし、マイホームを持っている人は手放さなくてはならないでしょう。

No

専門家に作成を依頼する書類のほかにも、自分で用意する書類がたくさんある。

自己破産の申し立てをするには、さまざまな必要書類と添付書類が必要です。あらかじめ作成しなければならぬ書類は、破産手続きを依頼する専門家が作成してくれますが、戸籍謄本や預貯金通帳のコピーなどは自分で用意しなければなりません。

また必要な書類や申し立ての書式は、必ずしもすべての裁判所で共通というわけではなく、若干の違いがあります。裁判所によっては雛形を用意しているところもありますから、事前によく確認しましょう。もっとも裁判所ごとに異なる書類や書式については、専門家に任せておけば、きめ細かく対応してくれます。

100

自己破産を申し立てるとき、書類の用意はすべて専門家に任せでいいの？

#### ■自己破産の申し立てに必要な書類

破産申立書一式（専門家が作成）／預貯金通帳／車検証・自動車査定書／保険証書・保険解約返戻金証明書／確定申告書／賃貸借契約書（賃貸住宅に住んでいる人）／債権関係の証明書／県民税課税証明書／戸籍謄本／住民票または外国人登録原票記載事項証明書／年金や生活保護の受給証明書（受給している人）／家計表／給与明細書／源泉徴収票／退職金支払見込額証明書